

第11回 沼田市農業委員会総会議事録

・日時 令和 5年 10月5日(木) 午後1時30分

・場所 沼田市役所 4階 庁議室

・出席委員

1番 富 沢 誠 司	2番 星 野 広 之
5番 阿 部 喜一郎	4番 遠 藤 由理子
7番 木 内 和 男	6番 阿 部 純 子
9番 小 林 秀 一	8番 生 方 大 助
11番 金 井 繁 行(会長)	10番 小 林 喜久代
13番 千 明 忍	14番 赤 石 初 雄
15番 小 林 由喜子	

・欠席

3番 都 所 一 郎	12番 高 井 人 士
------------	-------------

・遅刻

なし

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	大 竹 光
事務局次長兼農地係長	生 方 和 明
副主査	宮 下 和 哉

・会議の概要

- 事務局長 1. 開会前 午後1時29分
開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。
本日、3番 都所一郎委員、12番 高井人士委員より欠席の届け出がございました。
在任委員15名中、現在の出席委員は13名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますので、ご報告いたします。
はじめに、金井会長よりご挨拶をいただき、引き続き進行をお願いいたします。
- 議長 (金井会長) 2. 開会及び会長あいさつ 午後1時30分
本日は、お忙しい中総会に参加いただきありがとうございます。資料を見ると、今月は結構なボリュームがありますので、慎重なご審議のほどよろしくをお願いいたします。
それではただいまより、第11回農業委員会総会を開会いたします。
- 議長 3. 議事録署名委員の指名について 午後1時30分
まず、議事録署名人の指名を行います。
沼田市農業委員会会議規則により、議長において、8番 生方大助委員
9番 小林秀一委員の両名を指名いたしますのでよろしくをお願いいたします。
- 議長 4. 諸般の報告 午後1時30分
議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。
事務局より順次、報告をお願いします。

下記について報告
(1)農地法第3条の3の規定による届出について
(2)農地の合意解約について
(3)農地に該当しないことの証明について
(4)公売の決定について
(5)群馬県農業委員会ネットワーク機構に関する意見聴取結果について

これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。

議長

5. 付議事件

午後1時35分

議案第43号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 2件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番

議長

譲受人の方が高齢のようですが、今後耕作していくにあたって支障はないのでしょうか。

事務局長

全部効率利用要件の中で、労働力が本人と子供とあり、恐らく経営を引き継いでいると考えられるので、支障はないかと思われま

議長

わかりました。

続きまして2番

議長

無いようですので、お諮りいたします。

議案第43号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第43号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に、議案第44号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第44号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第44号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第45号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 6件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番

2 番
3 番
4 番
5 番
6 番

議長 前回保留になった案件ですが、その後動きはありましたか。

15番委員 特別な動きはありませんでした。恐らく、何らかの形で双方の話がついたのではないかと思います。

事務局次長 本日欠席の3番委員さんにも確認しましたが、特別な動きはなかったとのこと。また、事務局にも特に話はありませんでした。

議長 わかりました。

他にご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第45号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第45号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第46号「営農型太陽光発電に係る農地法第5条第1項及び農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第46号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第46号「営農型太陽光発電に係る農地法第5条第1項及び農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、承認することと決定いたします。

次に議案第47号「農地に該当しないことの証明願について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第47号については、願い出のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。
よって、議案第47号「農地に該当しないことの証明願について」は、
願い出のとおりこれを認め、証明することと決定いたします。

以上で、議案の審議はすべて終了いたしました。

審議終了 午後2時00分

5. 協議事項

- (1) 令和5年度農業振興船津賞表彰事業の実施に伴う候補者の推薦について
- (2) その他

6. 連絡事項

- (1) 沼田市農業まつりについて
- (2) 第3回ぬまた農縁について
- (3) 令和5年度「女性の新任委員初任者研修会」の開催について
- (4) 行事予定について
- (5) その他

7. 閉 会

終了 午後3時24分